

IV 緑の基本計画改定の基本方針

1. 緑の骨格における新たな保全方策の検討

基本理念と方針

「環境の緑の骨格となる自然山地・山麓の緑林帯、社会等が有する緑林帯、河川・水辺、ため池等の水、緑の保全、活用を図る。（一部内容を定規施行区域とする）」

(1) 地域別緑地の確保

生産緑地地区、農業緑地保全地区、自然公園（金剛生野紀実認定公園）、保安林、農地地区等の地域別緑地において、現行の指定区域の継続を図り、山、河川、農地を一体的に確保し、八尾市の自然的な景観や貴重な動植物の生態環境を保全する。

(2) 公園・緑地の整備による緑の骨格の確保

本市の骨格となる周辺の緑を確保するとともに金剛山麓の広域的な緑のネットワークの形成ができるよう、公園緑地の整備を行う。

(3) 環境対策としての都市緑化の推進

地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、大気汚染対策においても、「緑の保全と創作的な推進」が重要であり、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出など、都市緑化を推進する。

緑地保全地域等新たな
施策を検討するエリア

河川緑地等新たな施策を
検討するエリア

歴史文化資源の整備



緑の保全・活用によるフィールドミュージアム

・緑と一体となったまちなみ、歴史資源の保全
・劇場めてりッツアー
⇒エコツアーなどの新しい観光形



河川緑地保全地区、自然公園（金剛生野紀実認定公園）、
保安林、現行の指定区域の継続を図るとともに、様々な
施策を検討するエリア

・森林と人との共生林（八尾市森林整備計画）
にもとづく、生物多様性の保全、森林とのふれ
あいを通じた森林と人間の共生を図る観点から
緑の骨格の保全、管理を行う。
・管理確保、右記緑地等新たな施策を検討するエ
リア



公園・緑地の整備



清掃活動づくり



生産緑地（田舎や穴窯の復活 への効果も期待される）



自然化促進林が区域での広域的な自然環境整備の促進

■参考 緑地の保全施策の例

近郊緑地保全地区

近郊部の保全区域の整備に関する法律により、近郊部の保全区域内（近郊部整備法による）において、無秩序な市街化の防止や、市民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される。

また、近郊緑地保全区域内でこれらの効果が、特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

自然公園（金剛生物記念国定公園）

国定公園とは、国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園、国立公園が国の直接管理なのに対し、国定公園は都道府県が管理する。

保安林

保安林は森林法に基づく制度であり、水害調査、土砂の流出防止などの目的を達成するために必要があるときにおいて指定することができる。

知事の許可を得なければ、立木の伐採、損傷、下草、落葉もしくは落枝を採取するなどの行為をしてはならない。

地域森林計画対象民有林

地域森林計画は、都道府県知事が、全国森林計画に即して民有林を対象として5年毎に立てている。地域森林計画は、森林の整備及び保全を内容とした10年間の計画で、市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針ともなっている。

主な計画事項は、森林の整備、伐採、造林、林道の開設、森林施業の合理化、森林の土地の保全、保安施設に関する事項等である。

農用地区域

農用地区域は、知事の農業振興地域の指定に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画のなかに集約的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地を農用地区域として定める。

農用地区域においては、原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図ることとされている。

市民緑地

市民緑地制度は、土地所有者の申し出により、地方公共団体（都道府県、市町村）または緑地管理機構（以下、地方公共団体等）が当該土地の所有者と契約（市民契約）を締結し、これに基づき、地方公共団体等が一定の期間その土地を管理し、市民に公開する制度である。

市民緑地制度を活用すれば、土地の所有者にとっては、管理の手間と費用が省けるとともに、税金の面でも固定資産税や相続税などの減免など有利な取り扱いがある。また、若狭市民にとっては、身近なところで気軽に散策を楽しんだり、季節の草花に賞しめるなど、生活環境の向上にも大きく貢献する。

<指定条件>

市民緑地の対象となるのは、都市計画区域内の300㎡以上の広さを持つ一団の土地である。なお、樹林地や草原など現況が緑地である土地だけでなく、これから植樹等を行うことにより緑地となる土地も対象とする。

緑地保全地域

都市緑地法第5条に基づき、里山・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的確やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として都道府県が計画決定を行い、緑地保全地域の都市計画が定められた場合、都道府県は当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（「緑地保全計画」）を定める。

緑地保全計画では、行為の規制又は措置の基準について定めるとともに、必要に応じて、緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備、管理協定に基づく緑地の管理、その他緑地保全地域内の緑地の保全に関して必要な事項を定める。

緑地保全地域の指定により、土地所有者にとって次のようなメリットがある。

- ・管理協定制度の活用により、管理の負担を軽減することができる。
- ・市民緑地制度の活用により地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

<指定条件>

- ・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

生産緑地地区

市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している300㎡以上の土地を生産緑地地区として指定することにより、農林漁業との調和を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とする。